

市町介護保険事業計画策定に係る県基本指針（案）

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項及び第118条第1項に基づき、第9期（令和6年度から令和8年度まで）の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を定めるため、国から「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（案）」（以下「国基本指針」という。）が提示された。

本県及び各市町の計画は国基本指針に即して策定することとなるが、今般、各市町において、第9期市町介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の検討・策定・実施を進める上で特に留意いただきたい事項を県基本指針として下記のとおり定めたので、これも十分に踏まえて、第9期計画を検討・策定するとともに、第9期計画期間中の事業や取組の指標・参考とされたい。

また、国基本指針及び県基本指針に定めている事項については、その進捗状況、事業又は取組の内容等を第9期計画期間中に照会があるので、十分配意されたい。

なお、介護保険事業計画は老人福祉計画と一体のものとして策定するものとされていることにも留意願いたい。

記

1 県計画の基本的な考え方

県の次期計画については、第8期計画の基本的な考え方を継続しつつ、

- (1) 意欲と能力のある高齢者が、年齢にかかわりなく活躍し続けることができる社会の実現
- (2) 元気なときも病気や要介護となったときも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員、地域包括支援センター職員等の多職種が互いに連携して、日常的な支え合い活動とも協働しながら、サービス、ケア、支援等を実施すること
- (3) 高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会（地域共生社会）を構築すること

などの視点も加え、

- ①地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- ②地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上
- ③介護保険制度運営の適正化

を重要な柱と位置づけ、その推進方策について定める。

あわせて、各市町、圏域及び全県において、2040年を見据えた中長期的な施設サービス及び在宅サービスの必要量等を勘案しつつ、必要な介護サービスの提供基盤や介護予防・生活支援の取組の実施体制等が整備されるよう、①広域的な基盤整備、②先進的な取り組みの収集又は実施及び情報提供、③市町の地域課題の把握の支援や市町職員等に対する研修の実施、④県下の関係職能団体との調整など、保険者機能強化推進交付金等を活用しながら、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進等に取り組む市町を支援するとともに、市町間の連携が図れるよう県の取り組みを記載することとする。

【参考：第9期介護保険事業支援計画における県の目標】

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域単位で提供される仕組みの更なる深化・推進（2040年を見据えたサービス基盤の整備）（システム）
- ② 高齢者の自己決定を尊重し、その持てる能力を発揮しながら生活を継続できる支援の実施（自立）
- ③ 医療や介護サービス及び地域住民・自治会・NPO等が互いに連携しながら提供するサービス、ケアの充実・推進（連携）
- ④ 高齢者をはじめとする地域住民が安心し、生きがいをもって暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進（安心）

2 市町計画の基本的な考え方

各市町は、「1 県計画の基本的な考え方」を踏まえ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指して、給付と負担のバランスにも配慮しつつ、先ず日常生活圏域ごとのニーズを十分に把握した上で、以下の点を重点項目として具体化し、市町の計画を定められたい。

(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、高齢者ができる限り希望に沿った日常生活・社会生活を送ることができるよう、地域の目指すべき方向性・目標（ビジョン）に沿って、施設サービス及び在宅サービスや地域支援事業による介護予防・生活支援の基盤整備などを推進すること。

また、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に向けて、国基本指針の「第二の二四（一）」に記載の内容を踏まえ、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容及び目標に関する事項を計画に記載すること。加えて、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や地域共生社会の実現に資するよう、施設サービス及び在宅サービスの提供やケアマネジメントの実施に関する体制整備、人材育成等を推進すること。

特に、在宅医療・介護連携推進事業等の包括的支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）については、事業の実施そのものが目的ではなく、現在及び将来の住民のための「まちづくり」の手段として捉えるべきものであることから、第9期計画期間中も年々着実に取組を深化させよう、関係者が連携して現状の評価・検討と事業の見直しを行うこと。

なお、地域共生社会は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会の実現を目指すもので、地域包括ケアシステムを包含する概念であり、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域ケアシステムの目指す方向である。

この地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の整備とあわせて、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備に取り組むことで、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、市町においては、地域の実情に応じて実施している様々な取り組みが、それぞれ連動しつつ十分に機能しているか、点検するよう努めること。

(2) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱と、令和4年に行われた中間評価の結果を踏まえ、各市町において「共生」と「予防」の観点から目指すべき方向性・目標（ビジョン）と、現状及び課題を明確にすること。

「共生」では、「認知症の人ができるかぎり住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられる社会」を実現するために、保健・医療・介護・福祉等多職種による支援ネットワークの更なる充実は元より、認知症の人や家族等当事者の意見を重視し、広く社会にある古い認知症観の転換を図るとともに、「我が事」として、住民自らが何らかの

形で地域づくりに参画し、地域コミュニティの中で相互に支え合う文化を醸成すること。

そのために、認知症の人本人、家族等が、自らの思いを発信する機会の拡大とそれを受け止めて、施策展開に活かすことや、あらゆる領域の関係部署や民間事業者とも連携し、住民の力も合わせて総合的に認知症施策を推進すること。

「予防」は「認知症にならないこと」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

予防に関するエビデンスの確立は今後の課題ではあるものの、生活習慣病予防、社会的孤立の解消、役割の保持等が認知症の発症を遅らせる可能性について示唆されており、住民一人ひとりが正しい知識と認知症の人への理解を深め、認知症観の転換を図るなど、予防を含めた認知症への「備え」について意識の高揚を図ることができるよう取り組むこと。

なお、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）を踏まえ、県の認知症施策推進計画を第9期介護保険事業支援計画と一体的に定めることとするが、市町におかれても国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。

(3) 現状分析及び計画の達成状況の評価等

市町は、それぞれの地域の実態把握（例：①人口の把握・推計、②各種調査の実施、③地域包括ケア「見える化」システム等を活用して認定率や受給率及び一人当たりの給付費の把握、KDB補完システムを活用した通いの場の状況把握など）や課題分析を関係者等と意見交換・連携しつつ行った上で、取り組むべき施策及びその目標を第9期計画に記載すること。あわせて、第8期計画に定める介護保険サービスの整備状況等を定期的に把握し、計画達成のために必要な進行管理を適宜行い、達成状況の評価結果について公表するよう努めること。

(4) 第1号被保険者保険料の設定

中長期的な視点に立って、今後、介護サービスを、給付と負担のバランス、在宅サービスと施設サービスのバランスを取りつつ、どのように充実させていくか、地域の実情や特徴、中長期的な地域の目指すべき方向性・目標（ビジョン）等を踏まえて検討を行い、令和22年度における保険料を推計すること。その上で、第9期計画期間中の適正な保険料を設定すること。

(5) 保健医療計画をはじめとする他計画との調和等

県計画は、県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「安心して長生きできる社会」等を実現する高齢福祉分野の実行プログラムであり、保健医療計画、地域福祉支援計画、障害福祉計画、健康づくり推進実施計画、医療費適正化計画、高齢者居住安定確保計画、住生活基本計画、地域防災計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等との整合を図った計画とするが、市町計画にあっても、市町の同様の計画との整合を図った計画とすること。

また、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進のためには、まちづくり、地域づくりのための幅広い視点と関係施策の連動が不可欠であることから、各計画を総合的

に推進し、計画の進捗状況も検討・評価できる関係部局・課横断の体制を確保すること。特に、総合計画や地方創生戦略等を所管している企画・総務部局、高齢者の移動手段の確保等を所管している交通部局との連携も図るとともに、連携先として計画に記載すること。

なお、75歳以上高齢者の増加が見込まれる中では在宅医療・介護の連携がきわめて重要となることから、県の保健医療計画との整合性の確保を図るために、県や市町の医療・介護担当課等の関係課と十分連携すること。

3 計画策定において考慮すべきこと

(1) 介護サービスの充実強化

2040年には、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、75歳以上人口は、2055年まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は、2035年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年頃まで増加傾向が見込まれる。85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人の増加が見込まれる中で、高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まると同時に、生産年齢人口の急減を踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進が重要となる。

一方、保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なるため、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要である。このため、2025年までに地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、2040年等の中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第8期の達成状況の検証を踏まえた上で、第9期の位置付け及び第9期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めること。特に、多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化については、その仕組みを最大限に有効活用し、現役世代人口の減少による中長期的な専門人材不足を視野に、第9期期間中に集中的に取組むこと。

各市町は、地域包括ケア「見える化」システムの自然体推計を基本に、特別養護老人ホームの待機者の状況、地域医療構想における在宅医療等の新たなサービス必要量及び自立支援・重度化防止（介護予防）の取組の成果を勘案して、介護保険サービス量を推計の上、介護保険施設サービス、有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護サービス及び在宅介護サービスが、地域の実情に応じてバランス良く提供されるよう、第9期における整備計画を記載すること。また、介護サービス事業者は、高齢者の自己決定や「自分らしさ」を尊重しつつ、自立支援・重度化防止等に向けた取組を行うため、これまでのケアのあり方を積極的に見直す必要もある。このため、市町においては、介護支援専門員をはじめとするすべての介護サービス事業者を対象として、高齢者の自己決定等を尊重した自立支援・重度化防止等に資する研修会の開催等を行うことが望ましい。

なお、施策立案・運用の手法や各サービス提供施設の整備に関する考え方を以下に示すので、十分に検討の上、市町計画を策定すること。

① 施策立案・運用の手法（P D C Aサイクルの推進）

ア 地域の実態把握、課題分析

データに基づく課題分析等を行う際には、国から配布された『地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き』を参考に、積極的に地域包括ケア「見える化」システムを活用して、①認定率、②受給率及び③一人当たりの給付費等を分析し、課題を把握すること。その際、『地域分析・検討結果記入シート』を使用し、効率的・効果的な地域分析を行うこと。

あわせて、「国保データベース（KDB）システム」や、介護給付の明細情報等の状況確認が可能な「KDB補完システム」を活用し、総合事業対象者の抽出・確認・分析や、高齢者の質問票の評価分析、体力測定データや主治医意見書情報の追加機能等を活用するなど、効率的・効果的な地域の実態把握、課題分析を行うこと。

また、地域支援事業の企画・実施、地域ケア会議等の個別事例検討等を通じて抽出した地域の課題や、地域包括支援センター又は地域の医療・介護専門職と意見交換して得た課題などを分析し、地域のニーズ等の把握に努めること。

イ 地域における共通の目標設定

地域の目指すべき方向性・目標（ビジョン）を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められている。このため、地域の実態把握、課題分析を踏まえ、地域において目指すべき共通の方向性・目標（ビジョン）及び達成するための具体的な施策を、地域の実情に応じて優先順位を決定した上で設定し、関係者間で共有すること。

なお、介護予防に関する取組の目標などの、第9期期間中に効果測定することが困難なものや、開設まで期間を要する介護保険施設等の整備については、中期的な目標として設定することも可能である。

ウ 取組の推進及び達成状況に関する調査、分析

目標の達成に向けた具体的な計画を作成し、この計画に基づき、地域の様々な取組を推進して、これら様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直し（PDCA）の取組を繰り返し行い、保険者機能を強化していくよう努めること。

エ 地域ケア会議における課題の検討等

- (ア) 地域ケア会議における個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討すること。
- (イ) 生活支援コーディネーター及び協議体、その他地域の支援者等が把握している高齢者の生活支援等のニーズや各種調査等の結果を照らし合わせながら、市町介護保険事業計画へ反映させていくことなどにより、具体的な行政施策につなげていくことが望ましい。

オ データの利活用

地域の現状や課題を科学的に分析し、施策を立案するためにはデータの利活用

の推進が重要である。

計画作成時における介護給付等対象サービスごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を適切に把握するため、介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システムやKDBシステムをはじめとする各種調査報告や分析システムを活用すること、原因疾患別分析、一人別分析、他市町との比較により、介護保険事業の実態等を分析し、それぞれの地域における保険給付等の動向やその特徴の把握に努めること。特に、通いの場での体力測定データ、後期高齢者の質問票の回答を「KDB補完システム」に入力することで通いの場参加者の要介護度を把握できるようになることから、積極的に活用すること。

また、介護レセプトや要介護認定情報のデータ等を分析した上で、その結果を勘案して計画を作成するよう努めること。その際、各市町において、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るために環境整備を進めていくこと。

② 地域共生社会の実現

社会福祉法の改正において、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、介護、障害、子ども、困窮等各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う「参加支援」及び介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が市町が社会福祉法に基づき実施できる事業として創設された。重層的支援体制整備事業を実施する場合には、重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。）との整合性にも留意するとともに、地域支援事業の量の見込みについては、重層的支援体制整備事業における介護に係る事業分を含めて見込むこと。

③ 「介護離職ゼロ」を目指した介護サービス基盤の整備

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に高齢者人口が増加する都市部では、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うこと。一方、人口減少が見込まれる地域では、関係サービスの連携や既存施設の有効活用等の工夫により、必要な介護サービスの機能を地域に残すよう努めること。

また、在宅サービスの充実を図る観点からは、在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスを地理的配置バランスも勘案して整備することなどを考慮しながら、介護需要の見込に合わせた過不足ないサービス基盤の整備ができるよう努めること。

④ 在宅でのサービスの整備促進

在宅要介護者を支援する次のサービスについて、積極的な導入を検討すること。また、介護サービス事業者へは、医療専門職能団体の相談拠点を周知するなど、在宅医療を提供する医療専門職と介護サービス事業者が十分連携できるよう配意すること。加えて、今後様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことも重要であるとともに、区域外へのサービス提供に係る介護事業所の負担の軽減を図る観点から、広域利用に関する事前同意等の調整をするように努めること。

なお、身近な市町で提供されることが適当なサービス類型として地域密着型サービスが設けられているが、計画どおりに整備が進んでないサービスについては、その課題等を分析し、地域の実情に応じた適切な整備促進を図ること。

ア 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

高齢者（特に認知症高齢者）の希望等に応じ、在宅サービスの中心となる「通い」、「訪問」、「泊まり」の各サービスを総合的に受けることができるため、日常生活圏域に1つ以上を目安に整備を進めること。

また、小規模多機能型居宅介護に訪問看護サービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護について、今後、医療ニーズの高い中重度者が一層増加すると見込まれることを考慮すると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とともに在宅サービスの中核的な役割を担うことから、ニーズを踏まえた必要量を計画に盛り込むこと。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護者は、排泄介助や食事介助など、日常生活の中で繰り返し介護が必要な状態になりやすいが、訪問介護サービスは、頻回な身体介護ニーズに対応にくいため、介護ニーズが増加すると在宅生活が限界点を超え、施設入所へ向かわざるを得ないことがある。

このため、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活を継続できるようにするために、「24時間365日」にわたって安心できる在宅生活を支えるサービスの充実が重要である。

とりわけ、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、訪問介護と訪問看護を一体的に（又は連携しながら）高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅での生活を希望する高齢者のニーズや特別養護老人ホームの入所対象外の要介護1・2の人のサービスの受け皿としても重要であることから、潜在ニーズも勘案して積極的に計画に盛り込むこと。

特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護については、今後の医療ニーズの増加を見据えると、中重度者への対応サービスの中核的な役割を担うことから、単に利用者の表面的な意向を確認するだけではなく、上記を踏まえ、利用者の潜在的なニーズも把握し、在宅サービスの中核拠点となるように必要量を算出し、積極的に計画への位置付け・整備に努めること。

また、サービス自体の周知が住民や事業者に十分に図られていないとの指摘が

あることから、住民や介護支援専門員、医療従事者、介護サービス事業者への普及啓発に取り組むこと。

⑤ 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）の整備

□在宅生活の継続を望む要介護高齢者やその家族への対応強化

□施設サービスと在宅サービスのバランスの取れた基盤整備

の観点から、令和22（2040）年度を見据えた中長期的な介護老人福祉施設の推計必要量を踏まえ、サービス需要の成熟化を見据えながら施設サービスから在宅サービスに移行できるよう、特定施設入居者生活介護、あるいは24時間の定期巡回・随時対応型サービス、（看護）小規模多機能型居宅介護支援など、在宅サービスの積極的な拡充に努めること。

なお、その前提となる令和22年度を見据えた中長期的な推計必要量については、地域包括ケア「見える化」システムの自然体推計を基本に、特別養護老人ホームの待機者の状況、地域医療構想における在宅医療等の新たなサービス必要量及び自立支援・重度化防止（介護予防）による要介護認定者数の減少を勘案して、推計すること。推計した令和22年度の利用者数（見込み）を基礎として、都市部や中山間地域等、地域の実情を考慮し第9期の期間中における利用者数を定めること。

⑥ 有料老人ホーム等への特定施設入居者生活介護の指定

特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホーム等は中重度の要介護者も利用できることから、今後の後期高齢者の大幅な増加に対応するサービス基盤として、その拡大を積極的に図ること。その際、在宅医療の提供体制の確保・連携に十分配意すること。

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるために、これらの入居定員総数を把握し、必要に応じて要介護者等の人数、利用状況等を勘案し、計画に記載するよう努めること。

（2）高齢者が地域で自分らしく暮らすための仕組みづくり

① 介護予防・生活支援の基盤整備の推進

ア 市町として目指すべき地域づくりのビジョン及びその実現のための地域支援事業の取組を計画に位置づけること。市町域及び各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを設置し、必要に応じて協議体も設置すること。あわせて、各地域の高齢者や軽度者のニーズ、必要なサービス（支援）、既存の資源や活動、不足するサービス（支援）などを把握・分析し、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係者と十分連携しながら、事業を実施すること。さらに、事業の効果を把握するための指標の設定及び評価手法を構築すること（平成18年6月9日付け老発

0609001号老健局長通知「地域支援事業の実施について」(別紙) 地域支援事業実施要綱別添5参照)。

また、事業実施にあたっては、地域の目指すべき方向性・目標（ビジョン）や地域包括ケアシステムの趣旨・目的を踏まえた出前教室の開催等住民への普及啓発・意識の向上を十分に図るとともに、ボランティアやサポーターの養成、住民による事業立ち上げや住民活動の拠点づくりの支援、関係団体や民間企業への協力の呼びかけを行うこと。

特に、多様な主体によるサービス（支援）を含めた総合事業の普及・充実化については、その仕組みを最大限に有効活用し、現役世代人口の減少による中長期的な専門人材不足を視野に、第9期期間中に集中的に取組むこと。

その際、総合事業によるサービス（支援）の効果的・効率的な提供を促進する観点から、市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス事業所、生活支援コーディネーター、住民団体等、同事業に関係する者等が、総合事業の趣旨や目的を適切に理解するとともに、その実現に向けて実施すべきことなどを共有することが重要である。

なお、総合事業の実施内容及びその実施方法（事業者指定、委託、補助、市町の直接実施）、基準、単価、利用者負担などについては、市町として目指すべき地域の方向性・目標（ビジョン）や地域の現状を踏まえ、中長期的な視点で計画性をもって実施するとともに、広域的な対応を検討するなど必要な見直しを適時に行うこと。

イ 地域で必要とされる介護予防・生活支援の基盤整備の検討にあたっては、日常生活圏域や地域包括支援センターの管轄地域に関わらず、自治会・町内会から小学校区域までの小地域を単位として検討すること。

その際、市町の「地域福祉計画」や社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」における小地域福祉活動地域等と一致させるよう努めること。

また、既存の地域資源の活用や地域包括ケアの推進は「地域づくり」であるという視点で取組むこと。

ウ 住民自らが主体的に介護予防に取り組めるよう、地域における普及啓発の推進、ボランティア組織の育成支援に努めること。さらに、高齢者同士が支え合えるよう、保健、福祉、生涯学習の担当部署や地域包括支援センター、市町社会福祉協議会、地域の関係団体等との連携を図り、高齢者の主体的な活動への参加を促進する取組を行うこと。

担い手の確保・育成については、人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア等を活用したり、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化するなど、元気高齢者をはじめとする意欲ある住民が社会で役割を持って活躍できるよう環境を整備すること。

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めること。

エ 「通いの場」は、後期高齢者や軽度者も含めて、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく参画を促し、継続的な介護予防の取組と地域づくりへの発展を

期待するものである。また、「通いの場」等における自立支援、介護予防・重度化防止の取組については、住民主体を基本としつつ、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず、企業を含む多様な関係者やまちの保健室など多様な事業等と連携し、充実を図ること。こうした取組をより効果的・効率的に行うために、PDCAサイクルに沿って推進すること。

その際には、総合事業の短期集中予防サービス（サービスC）や生活支援体制整備事業、自立支援のための地域ケア会議との連携を進めていくことが重要である。

オ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、通いの場の減少や参加率の低下が見られることから、活動再開や参加率向上に向けた取組を進めていくこと。

カ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すこと。

キ 地域リハビリテーションは、地域包括ケアシステムの構築かつ市町の一般介護予防事業の充実・強化のための取組である。郡市区医師会や必要に応じて県医師会と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解促進を図ること。また、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むこと。

ク 地域での重層的な見守り体制を構築すること。その際、民間事業者との見守り協定の締結や、社会福祉法人に地域貢献として実施を要請するなど、日常的な見守り体制の構築について検討するとともに、地域の見守り関係者が連携し、必要に応じて情報共有できる仕組みを検討すること。

また、地域ニーズを踏まえた必要な見守り体制の構築もあわせて検討するとともに、必要に応じて、生活援助員（LSA）による見守り体制を構築する「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を活用すること。

② 地域ケア会議の推進

市町は、既存の会議も活用しながら、「地域ケア会議」の開催目的（高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備）や5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）が発揮されるよう、市町として目指すべき地域の実現に向けて、個別課題の検討から政策の形成までの取組の全体像の検討を行うこと。

特に「地域ケア個別会議」においては、ア) 困難事例への対応方策、医療・介護連携や認知症施策など特定の課題に関する検討に加え、イ) 主に軽度者を対象とし、生活行為の課題に対し状態改善・自立促進を通じてQOL向上を目指す介護予防の検討

を重層的に実施し、「地域ケア会議」を通じた、地域包括ケアシステムの構築を進めることが重要である。

なお、市町は、医療・介護・福祉の専門職の参画と連携により、地域ケア会議が円滑かつ効果的に実施される環境を整えることが重要である。具体的には、介護支援専門員をはじめとする介護サービス事業者を対象にした自立支援・重度化防止等に資する観点からの研修等を計画的かつ網羅的に行うことが望ましい。

(3) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化

ア 市町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の地域的条件を総合的に勘案した日常生活圏域を定め、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進等の役割を主体的に果たせるように地域包括支援センターを適切に設置し、その運営方針を示すこと。

また、基幹となるセンターや機能強化型センターを、市町直営又は委託する場合には市町（保険者）との緊密な連携のもと設けることが望ましく、併せて、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター等の人員配置にも配慮し、地域包括支援センター等の後方支援を行うなど効率的かつ効果的な地域包括支援センターの運営を目指すこと。

イ 住民の利便性の向上の観点から、地域包括支援センター、サブセンター又はブランチのいずれかを日常生活圏域に配置するよう目指すとともにサブセンターやブランチを置く場合は、地域包括支援センターとの役割分担や具体的な連携方策を文書等で明確にすること。

なお、日常生活圏域についてはおおむね中学校区とすることが望ましいが、例えば、地域の日常生活の諸活動に関する区域と中学校区が一致しない場合や、一の地域包括支援センターの人員を手厚くして集中的に業務を実施する方が効率的・効果的である場合などについては、地域の実情に応じた日常生活圏域の設定や必要な体制の整備を行うこと。

ウ 地域包括支援センターの業務量及び業務内容に見合った人員体制を確保することや高齢者人口に応じた適切な配置を行うこと。3職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むこと。

また、今後の高齢化の進展に伴って増加するニーズに対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備を図ることが必要である。そのため、「居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象の拡大」や、「総合相談支援業務の部分委託、居宅介護支援事業所等のブランチ・サブセンターとしての活用」、「3職種の柔軟な職員配置」等に留意の上、適切な体制の整備に当たること。

エ 市町は、包括的支援事業を委託する場合には、市町と受託者の役割分担を明確にした上で具体的な実施方針を明示し、その運営に対して適宜、適切な指導を行うこと。

また、市町は、地域包括支援センターが管轄する地域における「人口動態」、「福祉統計」、「保健統計」、「社会資源」等の基礎データを整理し、提供するとともに、

地域包括支援センターと協議・連携の上、地域課題の解決に向けて主体的な役割を果たすこと。

オ 市町は、地域包括支援センターに事業の自己評価と、質の向上を図ることを義務づけるとともに、自ら地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務づけることを通じて、地域包括支援センターに対する住民のニーズや業務の状況・量等を把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検すること。この過程により、各種施策や体制に反映できる仕組みとすること。

カ 市町は、地域包括支援センターに「地域ケア会議」を主催させる場合には、その目的、構成員、内容等について実施方針を明示するとともに、運営に主体的に関わること。また「地域ケア会議」の円滑な実施に向けた適切な財源確保に努めること。

キ 成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく第二期成年後見制度利用促進基本計画にいう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めるとともに、権利擁護センターや成年後見センター等の権利擁護に関する専門相談機関を設けていない市町においては、権利擁護業務を実施するために必要なセンターの設置について具体的な方針を計画に明記し、同センターを設置するよう努めること。 地域包括支援センター等で対応する場合にあっては、権利擁護業務を実施するのに支障がない人員体制を置くよう努めること。

ク 虐待の防止、認知症施策の推進や困難事例の解決に向け、市町の総合的な相談体制の充実を図るために、市町関係課（地域福祉・介護保険・高齢者福祉・障害者福祉担当等）と地域包括支援センター等は連携と協働に努めながら、包括的な支援体制を構築すること。例えば、部局・課横断的な総合相談窓口や困難事例の支援検討会議の設置などの具体的な相談体制の構築を検討すること。特に、地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくこと。また、業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、適正な介護予防マネジメント費の設定等により、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点から、必要な外部委託を行いやすい環境整備を進めていくこと。

ケ 高齢障害者については、介護保険サービスを円滑に利用することができるよう、遅くとも当事者が65歳に到達する半年前から、県が設置する圏域コーディネーター（相談支援専門員）と必要に応じて連携しつつ、具体的な相談を受け付ける体制とすること。また、介護支援専門員と障害者ケアマネジメントを行う相談支援専門員や障害者相談員（身体・知的・精神）等との十分な連携を図ること。

コ 認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むこと。また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児

童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要である。

④ 介護に取組む家族等への支援への充実

ア 介護離職の防止など、家族介護者の支援の充実のため、例えば、地域包括支援センターの土日開所や電話等による緊急相談対応の実施のほか、地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援する関係機関との地域包括支援センターとの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護支援の強化に取り組むこと。

イ 認知症の人の家族や介護者への支援として、ピアサポート活動や、認知症家族教室等を実施し、「同じ悩みを抱える家族・介護者同士の交流による支え合いの場」「認知症に関する正しい知識や認知症介護に関する情報」を提供する取組を進め、心理的負担や介護による負担の軽減を図る取組を推進すること。

また、社会にある古い認知症観の転換や、当事者の意見を施策に反映するなど、認知症の人の家族等も、地域において安心して自分らしい暮らしを営むことができるようすること。

ウ 介護等を担う家族等のうち、特にヤングケアラー、若者ケアラーについては、社会経験の少なさ等から本人が自分の状況を客観視することや自ら相談機関等に相談することが困難である上、学業、就職、結婚などの重要な決定に影響を及ぼすなど、介護負担の影響が長期に及ぶ傾向があることを踏まえ、関係者、支援者によるヤングケアラー等の早期発見と適切な支援へのつなぎを行えるよう、支援者への啓発、資質向上、地域包括支援センターとヤングケアラー等支援機関との連携、強化に取り組むこと。

⑤ 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCA サイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むこと。

また、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標（介護サービス相談員派遣事業の活動目標や体制整備項目等）を活用した上で、幅広い関係者と協議し、重点的に取り組む目標値（評価指標）を計画に定めるとともに、事後評価を行うことが重要である。加えて、養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要である。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

① 75歳以上高齢者が一層増加し、介護と医療双方のニーズを併せ持つ高齢者が今後さらに増加することが見込まれることから、県においては在宅医療の提供体制の確

保を推進する予定であり、市町においても必要な介護サービス等の支援の確保を図ること。その際、在宅医療と介護に関わる多職種の緊密な連携により、利用者からみて一体的にサービス・支援が提供されるよう、市町は、地域支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」を活用し、第9期計画期間中も引き続き具体的な取組を進めるとともに、地域の実情に応じ、PDCAサイクルに沿い目的を持ってその取組を更に充実させていくこと。あわせて、「認知症施策推進大綱」や看取り（アドバンス・ケア・プランニング（※）の考え方等を含む）に関する動向も踏まえること。
※人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス

- ② 在宅医療の提供体制は、在宅医療圏域単位で整備されることから、県の支援のもと、在宅医療の実施に係る体制の整備を検討する一方で、患者が生活の場である日常生活圏域単位で、在宅医療や訪問看護だけでなく、日常の療養や生活の支援を受けられるよう専門職等の人材の確保・養成を一体的に推進すること。
- ③ その際、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の各場面に区分けし、関係者の連携を推進するための体制整備を図ること。場面毎に関係者間の役割分担を整理し、相互に共有すること等が考えられる。
- ④ 在宅医療・介護連携においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士など多様な医療専門職の知識、経験及び関与と相互の連携が必要である。そのため、多職種間でリアルタイムな情報共有を実現出来るICTツールの活用・普及に取り組み、切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制が構築できるよう、郡市区医師会等と十分協議しながら事業を推進すること。
- ⑤ 居宅療養管理指導について、関係団体への周知を図るとともに、住民や介護サービス事業者に対し積極的な活用を普及啓発すること。その際、在宅医療・在宅介護の提供体制の確保・関係者間の連携に十分配意すること。

(4) 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施

- ① **高齢者医療、国保、健康づくり、介護等府内各部局間の連携体制整備**
介護・医療・健診情報等の活用を含め、関係課と連携し、地域課題の分析や取組の進め方の調整を行うこと。地域課題の分析に活用するデータは、KDBシステムのデータ（主に国保部門が所管）に加え、市町が有する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ（介護部門が所管）等があり、多部署に渡っている。これらのデータを一体的に分析するためにも、府内各部局間の連携体制整備は重要である。
- ② **事業の企画・関係団体との連携**
 - ア 高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するに当たり、後期高齢者医療広域連合や地域の医療関係団体等との連携を図ること。また、事業企画段階から緊密に連携すること。なお、後期高齢者医療広域連合等との連携方策を含めた一体的

実施の在り方について高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項に基づき、市町が定める基本的な方針と整合的なものとするとともに、具体的に定めること。

イ 事業に取り組むことにより、健康なまちづくりに向けた取組につなげていくことも期待されることから、取組を進めるに当たっては、高齢者が積極的に地域社会に参画できる機会を充実させることが重要である。このため、民間の取組、地域の集いの場等（自治会や老人クラブ等）地域の多様な社会資源を踏まえて取組を進めること。

③ 介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組の実施

ア 市町には次の医療専門職を配置すること。

- ・事業全体の企画・調整等を担当する医療専門職
- ・高齢者への個別的支援等を行う地域を担当する医療専門職

イ 高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握できるよう後期高齢者の質問票を活用すること。

ウ 通いの場において医療専門職が関わる際、自主運営の状況に配慮するほか、住民の希望を尊重し、活動に寄り添う意識をもつこと。また、参加者全員を対象としたヘルスチェックや結果説明、相談事業等、ハイリスク者が特定されないような取組とするよう配慮し、元気高齢者を巻き込み、「兵庫県版フレイル予防・改善プログラム」等を活用したフレイル対策や認知症も視野に入れた取組を進めること。

エ 前期高齢者からの予防・健康づくりの情報・記録を後期高齢者保健事業の担当に適切に引き継ぐなど、国保保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようすること。

オ KDBシステム（補完システム含む）等を活用して事業の実績を整理しつつ事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善につなげていくこと。

（5）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、「認知症施策推進大綱」や県施策を踏まえ、市町としての方向性・目標（ビジョン）を明確にし、具体的な取組の予定を記載すること。また、各年度における計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価すること。

なお、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。

① 認知症予防・早期発見の推進

予防は、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」意味として扱う。

ア 住民が自ら正しい知識に基づいた健康行動をとるとともに、認知症への備え

の意識を高めることができるよう、現時点で認知症の危険因子と示唆されている生活習慣病、社会的孤立等の解消、また認知症観の転換を図ることの重要性等について、一層の普及啓発を行うこと。

イ 本人や家族等の身近な人が、認知機能の低下に早期に気づき、早期から鑑別診断に基づいた支援につながるよう、郡市区医師会の協力のもと、特定健診・後期高齢者健診の場を活用した認知症予防健診の体制整備や、認知症チェックシート等を活用し早期発見の取組を実施すること。

また、住民に対して、認知機能の低下など、認知症が疑われる時には、身近なかかりつけ医や認知症相談医療機関へ早期に受診、または相談窓口を利用できるよう一層周知を図ること。

ウ 軽度認知障害（以下「MCI」と記載）と診断された人や、認知機能の低下がある人が孤立することなく切れ目のない支援が受けられるよう、認知症疾患医療センターと連携した体制整備、認知症カフェ等を含む通いの場の充実や、認知症の人本人が自らの力を活かしながらも、必要な支援が受けられるよう、MCIの人への支援体制を充実すること。

エ 初期集中支援チームについては、市町ごとの認知症施策全体を俯瞰的に捉えて、施策全体の中における同事業の担う役割を確認した上で、対象者の考え方・把握方法、関係機関との役割分担等を整理し、事業の在り方について検討を行うこと。また、事業実施のために必要な人材の確保に務めること。

オ 住民に対して認知症に対する正しい理解を広める普及啓発活動、行動変容を促す各種教室（健康づくり、介護予防等）や高齢者の社会活動を広げるための、住民主体の運営によるサロン、認知症カフェ等の通いの場の拡充、また民間企業と連携した健康づくり支援等の工夫等、関係部局とも連携したうえで、既存の取組を活かしつつ、地域の実情に応じた認知症予防のための取組を更に推進すること。

また、参加者の認知機能や身体機能の定期的な評価を行う等、住民の主体的な取組と専門職による評価の双方が連携して推進できるよう工夫すること。

② 認知症医療体制の充実

市町は認知機能低下のある人（MCIを含む）や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応を促進するため、郡市区医師会の協力のもと、認知症疾患医療センターと連携し、かかりつけ医を中心とした医療機関、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、保健所等と検討を行い、地域の実情に応じた医療介護連携のネットワークを更に充実させることで、MCIを含む認知症の人やその家族に対する、鑑別診断後の早期から切れ目ない支援を継続できる体制を強化すること。

③ 認知症地域支援ネットワークの強化

認知症の人本人が能力を生かして希望や生きがいをもって暮らす姿は、社会にあ

る古い認知症観を転換し、認知症と診断を受けた後にも安心して暮らせる地域社会につながる。認知症の人やその家族の視点を重視した施策展開、認知症の人本人の社会参加を促進することにより、地域共生社会の実現を目指すこと。

ア 認知症にかかる保健・医療・介護・福祉等の連携体制や地域支援ネットワークの目指すべき方向性と目標（ビジョン）、現状及び課題を明確にした上で、推進役である認知症地域支援推進員の適切な人員配置を行い、行政担当者との連携を図りながら施策を推進すること。

イ 地域で暮らす認知症の人やその家族とともに普及・啓発活動に取り組み、認知症の人本人による発信を支援すること。

　本人ミーティング等、認知症の人本人の声を聞く機会を拡充することにより、認知症の人の希望やニーズを把握し、認知症施策の推進に反映すること。

ウ 世界アルツハイマーデー（毎年九月二十一日）及び月間（毎年九月）等の機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を実施すること。

エ 認知症の人とその家族を含めた地域住民等を中心に、認知症サポーター養成の更なる促進と活躍の仕組みを構築すること。

　認知症サポーター等身近な支援者と認知症の人とその家族の支援ニーズをつなぐなど、認知症の人本人が住み慣れた地域で安心して社会生活を続けられるような市町ごとの仕組み（チームオレンジ等）を2025年までに全市町で整備すること。

オ 認知症の人とその家族、地域住民が相互に情報を共有・相互の支え合いを促進する場として、「認知症カフェ」の内容の拡充と普及を図ること。

カ 既存の「認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）」を、若年性認知症を含む認知症の人とその家族（認知症への不安を感じている人を含む）に対する、保健・医療・介護・福祉等のサービス（フォーマルサービス）や、地域住民の活動（インフォーマルサポート）も含む包括的な地域資源の情報を適宜更新し、認知症の人も含めた住民に分かりやすく周知するとともに、適切な相談対応等に努めること。

　なお、明らかになった地域資源の現状をもとに、不足する資源の新たな整備や、既存資源やネットワークの活用方法の見直し等に取り組むこと。

キ 認知症の人本人が自身の力を発揮できるよう工夫することや、「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」を県民へ広く周知し、官民連携による新たな商品開発等、認知症バリアフリーに取り組み、共生社会の実現を目指す中で、認知症の人が、安全で安心して社会参加できる環境づくりを推進すること。

ク 子どもや学生を含む、幅広い年代層や企業・職域での認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症に対する理解促進や地域での支え合いに対する意識の向上を図り、共生することのできる地域づくりを進めるとともに、認知症支援に携わるボランティアへの定期的な学習会を開く等、地域における認知症の人やそ

の家族を住民が相互に支え合う文化の醸成を図ること。

ヶ 認知症の人は消費者被害や経済的虐待の対象者となりやすいことから、認知症支援推進員と消費者行政窓口との連携を深めるとともに、成年後見制度の活用を図る等、消費者保護等の観点からの方策を検討すること。

④ 認知症支援・ケア人材の養成

ア 認知症について理解を深め、本人の状態に応じて、意思を尊重したケアの提供により、認知症の人の尊厳の保持ができるよう、医療機関・介護保険事業所等の認知症介護従事者に対する資質向上の取組を積極的に支援すること。

イ 認知症の人の尊厳を守り、権利擁護を推進するため、障害福祉・地域福祉分野の関係部局と連携しつつ、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく取組を推進するとともに、社会福祉協議会やN P Oと連携し法人後見や市民後見人の養成・活用、支援体制整備を行うこと。

その際、第二期成年後見制度利用促進基本計画にいう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めるとともに、権利擁護センターや成年後見支援センター等の権利擁護に関する専門相談機関を設けることも検討すること。

⑤ 若年性認知症対策の推進

ア 若年性認知症の人とその家族が早期から身近な地域で適切な支援を受けられるよう、地域ごとの保健・医療・介護・労働等の支援関係機関や本人や家族等の当事者グループ等が連携した地域支援ネットワークを構築すること。

イ また、保健・医療・介護・福祉等の支援関係機関、企業等労働関係、地域住民に対して若年性認知症の理解促進を図る取組を行い、日常生活での困りごとを実感したときに当事者が孤立することなく、受診・相談の必要性に気づき、早期支援につながるよう、普及啓発に努めること。

その際、必要に応じて、県が設置する「ひょうご若年性認知症支援センター」に配置された若年性認知症支援コーディネーターと連携し、取組を推進すること。

例え、若年性認知症の理解促進を図るため、医療従事者・介護従事者・障害福祉サービスの従事者への研修等を行う。若年性認知症の人やその家族が集い、情報交換ができる場（若年性認知症の人と家族の会、当事者の会、若年性認知症カフェ等）の支援を行う。障害福祉や労働、その他関係部局と連携し、若年性認知症に対応する障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）の充実、意欲や能力に応じた雇用の継続や円滑な就職、有償ボランティアも含めた社会参加や社会貢献等への支援、家族への支援等多岐にわたる若年性認知症の人と家族への支援ネットワークの充実を図る。

また、企業と連携した軽作業や農作業、地域活動等を行う取組や介護サービス事業所が行う社会参加活動等の先行事例も参考にすること。

(6) 高齢者の住環境の整備

① サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの設置状況を勘案した整備

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの設置状況を勘案し、整備方針とその目標を示すこと。

訪問介護事業所などを併設した「サービス付き高齢者向け住宅」は、高齢者が要介護状態になっても暮らし続けることができる「住まい」としての役割を担うことから、地域の実情を踏まえつつ、高齢者の住み替えも考慮して、引き続き、整備促進に取り組むこと。その際、在宅医療の提供体制の確保・連携に十分配意すること。

なお、市町における住宅部局との連携や住宅に関する計画との整合性にも留意すること。

② 高齢者の住み替え支援

ライフスタイルの変化や地域の実情を踏まえて、高齢者の住み替えニーズに対応するため、高齢者の入居を拒まないセーフティネット住宅をはじめとした民間賃貸住宅等への入居を支援する居住支援法人を活用するなど、住宅部局との連携による相談体制の充実等に取り組むこと。

(7) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

① 介護人材の数等の推計

令和22（2040）年度等の中長期を見据えて、第9期計画に必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護人材の数等を推計することが重要であり、国から提示される推計ツールを参考に、必要となる介護人材の数等の把握すること。

② 人材の確保に向けた取組の推進

増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着のため、県の「介護人材確保に向けた市町・団体支援事業」を活用するほか、退職後の元気な高齢者や子育てが一段落した女性等の多様な人材が参入し、介護の周辺業務に従事する「ひょうごケア・アシスタンント推進事業」や介護職員のスキルアップや職場定着に関する研修・相談業務を支援し、介護職員の離職防止や職場定着を図る「介護人材確保・定着支援事業」、外国人材の受け入れ定着支援・資格取得支援等の施策を参考にして、関係機関・団体、施設・事業所と協力して地域の特性を踏まえた持続的な介護人材確保対策の取組について、具体的に計画に盛り込むこと。

加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むこと。

③ ボランティア組織の育成等

住民自らが主体的に介護予防に取り組めるよう、地域における普及啓発の推進、ボランティア組織の育成支援に努めること。さらに、高齢者同士が支え合えるよう、保健、福祉、生涯学習の担当部署や地域包括支援センター、市町社会福祉協議会、地域の関係団体等との連携を図り、高齢者の主体的な活動への参加を促進する取組を行うこと。

担い手の確保・育成については、人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア等を活用したり、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化するなど、元気高齢者をはじめとする意欲ある住民が社会で役割を持って活躍できるよう環境を整備すること。（再掲）

④ 介護現場の革新

介護需要の増大に伴う人材不足により増加する介護職員等の業務負担を軽減し、介護サービスの質を担保するため、職場環境の改善等に係る知見を有する第三者からの業務改善取組支援や、介護ロボット・ICT機器等の導入支援を行う「生産性向上支援事業」等の施策を参考にして、介護業務の効率化を支援し、介護現場の生産性向上を推進する取組を実施すること。

さらに、県が設置するワンストップ窓口を事業者へ周知するとともに、積極的に連携すること。

介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、条例や規則の改正等を遅滞なく進めることが重要である。

なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用により、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。

⑤ 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築を見据えて、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等を行うこと。

⑥ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりの推進

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、事業の運営に当たって、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられた。このような状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していくことが重要である。

また、県で実施している2人訪問の費用補助や、事業所におけるハラスメント対策の取組みに対する費用補助についても、積極的に活用すること。

さらに、県が設置する相談窓口についても事業所へ積極的に周知すること。

(8) 介護保険制度運営の適正化

① 監査等の体制

市町が事業者に対して指導力を一層発揮し、事業運営の適正化等を図っていくため、兵庫県国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等を十分活用するとともに、こうした対応が可能になるよう適正な職員の配置等、監査体制の充実を図ること。

② 介護給付の適正化の推進

介護給付等の適正化に関しては、市町が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされていることから、介護給付適正化計画を第9期計画においても定めること。

その際、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて県と市町との会議の場等で議論を行い、具体的な適正化事業の内容及び実施方法とその目標を定めるよう努めること。介護給付の適正化の取組が不十分な市町にあっては、実施体制の整備など改善に努め、適正化主要3事業を着実に実施すること。

また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果が期待される帳票に重点化した点検等を行うこと。さらに、これらの取組については、県と市町との会議の場等で議論を行い、地域の実情に応じ、国保連合会への委託等も検討の上、実施すること。

その際、実施したか否かのプロセス(過程)だけではなく、アウトプット(結果)、アウトカム(効果)も評価することができるようになることが重要である。評価指標については、評価を適切に行うことができるよう定量的な指標を定めるよう努めるとともに、適正化主要3事業については、取組状況を公表すること。

市町村介護給付計画においては、より具体的に次の(1)～(3)に掲げる事項について提示することが望ましい。

(1) 第5期（令和3年度～令和5年度）適正化計画の検証

第5期計画の策定時の課題、目標、目標達成のための施策について直近の情報等に基づき評価を行う。

(2) 現状と課題

事業の実施体制、認定者数やサービスの利用状況、適正化事業のこれまでの実施状況、事業所の状況、取り巻く環境などについて、現状の把握と分析を行い課題を整理する。

(3) 今期の取組み方針と目標

現状と課題を踏まえ、第6期（令和6年度～令和8年度）適正化計画期間中において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法と目標を定める。

なお、別に策定する場合でも、第9期計画と整合性に留意すること。

＜参考：適正化主要3事業＞

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
- ・縦覧点検・医療情報との突合

③ 認定審査会の簡素化や認定事務の効率化の推進

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備すること。

(9) 利用者が適切にサービスを選択できることへの支援

① 介護サービス情報公表制度（介護サービス情報公表システム）の周知

介護サービス情報公表システムは、利用者が介護サービス情報を入手し、比較・

検討して適切に事業所を選択することに役立つとともに、事業運営の透明性の確保など介護サービスの質の向上にも資するため、市町のホームページに情報公表制度のバナーの添付や要介護認定等の結果通知書に当該システムのURLを記載する等の周知等に努めること。

加えて、利用者の選択に資するという観点から、財務状況を公表することが重要である。

② 生活支援等サービスの情報公表

地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するために有益である配食や見守り等の生活支援等サービスの情報については、介護サービス情報と同様に、適切に情報の公表を行うこと。

③ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握しつつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取組を行うこと。

(10) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載すること。

① 災害に対する備え

介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すこと。

また、各市町の福祉避難所において、各地域の要配慮者の数に対して適切な設置数を確保し、防災部局と福祉部局で連携して適切な運営を図ること。

さらに、令和3年度介護報酬改定において、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務づけられたため、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うこと。

なお、避難所での高齢者の状態悪化に備え、平時からの介護予防活動の啓発・指導に加え、介護予防・フレイル防止に配慮した避難所環境の整備を検討することが重要である。

② 感染症に対する備え

介護事業所に、感染症の発生及びまん延防止の徹底を呼びかけるとともに、介護事業所において感染症に関する委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等が適切に行われるよう、必要な取組を進めること。

また、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるように、業務継続に向けた研修や訓練の実施の充実等を図ること。